

鳥取県告示第 531 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を平成20年 7 月22日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市下余戸144- 8 田中 俱久	東伯郡北栄町江北 470- 4	幅員 6.00メートル 延長 96.48 メートル